時代に応じた制度づくりを

中央福祉学校 in 福岡

生活に密着した制度を

部落解放第21回中央福祉学校が12月7日、8日福岡市博多バスターミナルでひらかれ、生活労働運動部を中心に6人が参加した。

あいさつする
組坂繁之・中央執行委員長

講義①「生活保護制度の一部改正と生活困窮者自立支援法の概要について」、矢田宏人・厚生労働省社会援護局地域福祉課長から説明を受けた。新たな生活困窮者支援制度創設の背景として、社会構造や経済構造の変化などから、今の制度では対応できていない。生活保護を受ける手前の人が増えていることから、受給する手前の支援が必要である。これまでは、一部の自治体でのみ実施されていたり、各分野がバラバラに実施されており、早期に支援につなぐ仕組みが欠如していた。現在の受給者にしても自立支援が必要で、行政（制度）の縦割りをなくそうというもの。個人ごとにプランを立て、伴走型の支援をしていこうという法律。こうした総合的な支援は行政だけでは実施できず、社会福祉法人やNPO等と連けいして総合的な相談をおこない、時代に応じた自立支援制度を作り上げると同時に、人と人の関係性を作り直し、もっとも大事な地域づくりにしっかりととりくんでいきたいと結び、第1講を終了した。

講義②「助けてといえる人権のまちづくり」について、奥田知志・NPO法人北九州ホームレス支援機構理事長から、法案への危険性や危惧する話から、なぜホームレス支援にとりくむようになったかを含め、生活困窮者の定義や状況、課題について講演を受けた。

講義③「障害者差別解消法」について、谷川雅彦・生活労働運動部副部長から、障害者差別解消推進法（以下、「推進法」）の概要として、障害者基本法4条の「差別の禁止」を具体化したもので「推進法」の施行にむけて、基本方針、ガイドラインが来年中にも策定され、これが策定されると各地で条例制定の動きがでてくる。「推進法」を突破口にし、障がい以外の差別についても言及し、差別禁止法の制定や自治体でのガイドライン、条例を策定させなければならない。そのためにも、「推進法」を必要とする立法事実（具体的事例）を積み上げ、当事者運動と反差別のネットワークづくりが重要であると語られた。

2日目は3つの分科会に分かれ、各地域の実践報告や感想など交流をした。

主張

差別を容認し、市民を監視する「秘密保護法」はいらない!!

昨年の参議院選挙結果は、与党が過半数を確保し、いわゆる「ねじれ」の解消という結果になった。これ以降、安倍政権はおもいきり舵を「右旋回」に切った。経済対策を最優先させるとして「アベノミクス」政策を打ち出し、景気回復に主眼をおいた施策が実施されてきた。しかし、大手企業には、一定の効果があったが、中小・零細企業には景気の回復が実感できていないのが現状である。また、国民の生活に景気回復の波は、ほど遠い実態である。本年4月から消費税が8％になり、福祉関連施策も後退している。「税と社会保障の一体改革」は遅々としてすすまず、国民にしわよせがきている。

そのようななか、さきの「臨時国会」において「秘密保護法案」を強行採決し、「戦争」への道を歩みはじめたように感じられる。また「防衛大綱」が閣議決定され、集団的自衛権の行使が国会で議論されようとしている。安倍政権は、究極、憲法改悪の道を歩もうとしている。

憲法改悪をめざす安倍政権は、昨年11月7日に「国家安全保障会議（日本版NSC）設置関連法案」を衆議院特別委員会で強行採決し、「秘密保護法案」を審議入りさせ、多くの国民の反対の声を押し切って強行採決し制定させた。日本版NSCは「官邸機能の強化」を目的に、首相、官房長官、外相、防衛相による4大臣会合を定期開催し、首相が外交や安全保障に関する事項を決定するというものだ。

「秘密保護法案」では、何が秘密であるのかがわからないうえ、行政機関の長が「国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」と判断すれば国会に提供しなくてもよいとされている。これでは、一部の権力者に都合のよい恣意的な運用があらかじめ公認されているに等しい。しかも、指定された「秘密」を知ろうとする報道機関や市民を罰するというように、監視の対象にさえしている。こんな民主主義破壊の悪法を許すことはできない。

この法律は、まさに「人種差別撤廃条約」違反であり、今日大きな社会問題になっている興信所・探偵社などによる差別身元調査を国が公然とおこなうのである。安倍政権のもとで強引に成立した「秘密保護法」は、差別容認の法であり、市民を監視し、弾圧する「秘密保護法」の廃案にむけて、さらに協働した闘いをすすめよう。

和歌山人権研究所 臨時総会ひらかれる

和歌山人権研究所の移行臨時総会が12月17日、プラザホープでひらかれ、160の委任状と58人の会員が参加した。

議案は、一般社団法人への移行報告、事業報告、会計決算、残りの事業案、理事（一部）改選、企画委員会の設置について報告・提案され、全会一致で承認された。

主催者あいさつする
野口道彦・理事長

狭山事件を考えよう

今から20数年前、青年部の学習会で「狭山事件は部落差別のすべてが詰まっている」と先輩から教えてもらい、狭山学習を学習会の柱にしました。教育・就労・識字・市民の差別意識と石川さんの生い立ちや警察の狭山事件の捜査を学ぶにつれ「部落差別がなかったら石川さんは逮捕されてない」と強く思いました。

はじめて狭山中央集会に参加したときは、部落の仲間だけでなく、労働団体や宗教関係の団体と多くの人が集会に参加し、ともに闘っているのをみて「自分らだけが狭山を闘いやるんじゃないんや」と驚いたのを覚えています。支部の学習会で学んではいたものの、中央集会は自分の想像をはるかに超えて緊張した雰囲気と「なんとしても第2次再審実現を」との熱い思いが会場全体から伝わってきました。青年部で作ったプラカードと荊冠旗をかかげてデモ行進をおこない「一人は万人のために・万人は一人のために」と教えてくれた先輩の言葉を思い出しながらシュプレヒコールをし「自分にできることを精一杯やろう」と思っていたことを、この原稿を書きながら思い出しました。

部落解放運動と出会い、狭山闘争をするなかで「石川さんの仮出獄」「三者協議」「一部証拠開示」と節目があった。さまざまなえん罪事件が「再審・無罪」を勝ち取るなか、なんとしても狭山再審を実現させて、石川さんの見えない手錠をはずし「部落差別によって罪のない人が犯人としてのレッテルを貼られ苦しんできたか」を今以上に訴えていきたい。

正念場を迎えた狭山闘争を多くの人と連帯して頑張っていこう。

（三鬼典親）

文化の窓

「知的障がいのある人が地域で安心して暮らすために」

― 逮捕の連絡を受けてから起訴まで ―

以前に『累犯障害者』（06年新潮社）を紹介したが、今月は逮捕された知的障がい者を誰がどのようにして支援できるのかが記された一冊。イラストでわかりやすく記されており、必見の一冊。

◆発行人：大津高齢者・障がい者の権利擁護研究会

◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073－473－2301